第三十九条第一項中「この条」を「この章」に改め、同項第一号の二中「（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）」を削り、「同法」を「金融商品取引法」に、「（以下」を「（第六号ロにおいて」に改め、同項第二号中「金融商品取引法第二条第十二項に規定する」を削り、「同条第十一項」を「金融商品取引法第二条第十一項」に、「同じ」を「この号において同じ」に、「（以下」を「（第六号ロにおいて」に改め、同項第四号中「以下」を「第六号ロにおいて」に改め、同項第五号中「以下」を「次号ロにおいて」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあっては、商工組合中央金庫、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）

イ　従属業務

ロ　金融関連業務（商工組合中央金庫が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては証券専門関連業務を、商工組合中央金庫が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあっては保険専門関連業務を、商工組合中央金庫が信託専門会社を子会社としていない場合（商工組合中央金庫が第二十一条第七項の規定により信託業務を行う場合を除く。）にあっては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

第三十九条第一項第七号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」及び「当該会社の議決権を」を削り、「次条第七項」を「以下この項並びに第四十条第七項及び第八項」に、「、同条第一項に規定する」を「その」に、「を超えて」を「（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を」に改め、同項第八号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に、「次項」を「第四十条第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号の次に次の三号を加える。

八　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（第四十条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあっては、商工組合中央金庫の特定子会社以外の子会社又は商工組合中央金庫が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

九　地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（商工組合中央金庫の特定子会社以外の子会社又は商工組合中央金庫が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

十　前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した商工組合中央金庫の営む第二十一条第一項各号に掲げる業務の高度化若しくは商工組合中央金庫の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社

第三十九条第二項第六号から第八号までを削り、同条第三項中「その他の」を「、商工組合中央金庫又はその子会社による同項第七号から第九号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「事由」を「事由（商工組合中央金庫又はその子会社による同項第七号から第九号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）」に改め、同条第四項中「又は第八号」を「、第十号又は第十一号」に改め、「従属業務（」を削り、「掲げる従属業務」を「、第十号又は第十一号」に改め、「従属業務」を「規定する従属業務」に改め、「（従属業務を営む会社にあっては、主として商工組合中央金庫の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）」及び「この条及び次条第四項において」を削り、「とき」を「とき（第一項第十号に掲げる会社（主務省令で定める会社を除く。）にあっては、商工組合中央金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」に改め、同条第五項中「となる」を「（第一項第十号に掲げる会社（前項の主務省令で定める会社を除く。）にあっては、商工組合中央金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる」に改め、同条第六項中「その」を「現に」に、「とき」を「とき及び現に子会社としている同項第十号に掲げる会社（その業務により商工組合中央金庫又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として主務省令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該主務省令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするとき」に改め、同条第七項第一号中「又は第七号」を削り、「同項第六号の会社にあっては、主として商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に限る。）」を「第四項の規定により子会社としようとすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）又は第一項第七号から第九号までに掲げる会社」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（商工組合中央金庫の子会社を除く。）について、当該子会社対象会社（第一項第十号に掲げる会社（第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）が同号に掲げる会社となったことその他主務省令で定める事実を知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第三十九条第九項を削る。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（商工組合中央金庫による商工組合中央金庫グループの経営管理）

第三十九条の二　商工組合中央金庫（子会社対象会社を子会社としている場合に限る。）は、商工組合中央金庫グループ（商工組合中央金庫及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。

2　前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一　商工組合中央金庫グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として主務省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二　商工組合中央金庫グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三　商工組合中央金庫グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして主務省令で定める体制の整備

四　前三号に掲げるもののほか、商工組合中央金庫グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして主務省令で定めるもの

第四十条第一項中「前条第一項第一号」を「第三十九条第一項第一号」に、「及び第八号」を「、第八号、第十号及び第十一号」に、「を除く。以下この条」を「（同項第八号に掲げる会社にあっては、特別事業再生会社を除く。）、子会社対象会社を子会社としている持株会社（商工組合中央金庫が子会社としているものに限る。）並びに特例対象会社を除く。次項から第六項まで」に改め、「いう。以下この条」の下に「及び第七十六条第十三号」を加え、同条第四項中「前条第四項」を「第三十九条第四項」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める」を「第三十九条第一項第七号に掲げる会社、特別事業再生会社又は同項第九号に掲げる」に改め、同条第八項を次のように改める。